

旭硝子における土壤環境対策の状況

平成19年10月23日

旭硝子株式会社 社会環境室
統括主幹
加藤 寿彦

当社工場における土壌・地下水汚染

平成12年3月～平成13年4月：
当時の環境庁指針に基づき自主調査

VOCs(1,2-ジクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等)による土壌・地下水汚染が判明。

平成13年4月 県、市に報告し、
遮水壁設置・浄化の考え方を提示。
平成13年5月 市と共に記者会見。

平成13年7月～ 対策検討会発足。
以後継続的審議を重ねた。

旭硝子環境報告書2003 P19

千葉工場敷地内の土壌・地下水汚染対策について

●これまでの経緯

当社と、関係会社である旭ペンケミカル(株)の千葉工場敷地内の土壌・地下水汚染対策は、学識経験者と行政(千葉県、市原市)、および両社で構成する「対策検討会」を2001年7月に設置し、継続して専門的な審議を行いつつ、調査、工事を進めてきました。今後は必要に応じて学識経験者ならびに行政へ報告し、助言を仰ぎながら進める予定です。それぞれの審議過程など詳細については、当社のホームページで公開しています。

URL: <http://www.agc.co.jp/environment/index.html>

●今後の進め方について

今後の浄化対策については以下のとおりです。

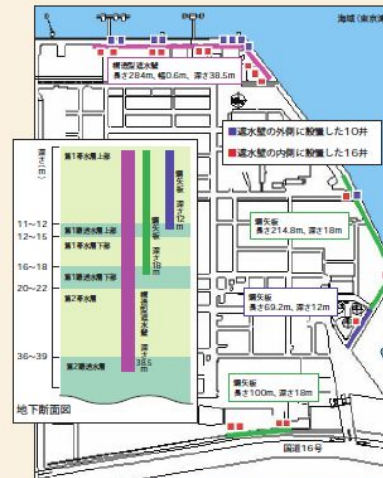
＜汚染機構解明調査・浄化対策＞

汚染機構解明および浄化対策に関して、検討会で承認された基本方針・作業方針に基づき、当面は第1帯水層上部高濃度部分の浄化を主に

います。第3帯水層の汚染機構についても解明を進めます。また、新技術などを検討・採用して、いっそう効果的な浄化対策を実施します。

＜遮水壁設置について＞

2002年12月末に施工を完了しましたが、今後もその遮水機能を検証するため、地下水位や汚染濃度のモニタリングを継続します。



上：遮水壁や浄化施設を配置した断面。帯水層とは砂層など水を通しやすい地層。通常、地下水はここに存在する。遮水壁は粘土層など水を通しにくい地層。
左：汚染水の湧水箇所。くみ上げられた地下水は水蒸気蒸留によって浄化される

汚染発見から対策実施にいたる経緯

年月	経緯
1994年	当社および当社の関係会社である旭ペンケミカル(株)が、千葉工場敷地で、地下水に揮発性有機化合物が含まれていることを発見し、地下水の揚水浄化に着手。
1999年	環境庁(当時)が「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針および同運用基準」を公表。
2000年3月	市原市の助言を受け、上記「指針」に基づき、専門調査機関と連携して、翌年4月までの1年間詳細調査を実施。
2001年4月	この調査により、揮発性有機化合物による基準値を超える土壌と地下水の汚染を確認。両社は対策案を含めて千葉県と市原市に汚染の実態を報告。
2001年5月	両社は市原市と合同で、上記の調査結果と、遮水壁による拡散防止ならびに今後の浄化対策について報道発表。
2001年7月	汚染の拡散防止と浄化対策を技術的に検討するため、学識経験者、行政、両社の三者で構成する「対策検討会」が発足。以後、継続的に専門的審議を重ねた。
2001年12月	対策検討会中間報告を取りまとめ、当社のホームページに掲載。
2002年7月	対策検討会第2回中間報告を取りまとめ、同ホームページに掲載。またこの報告に示された留意事項を尊重しながら、遮水壁の設置工事を開始し、同年12月に完了。
2003年3月	「第16回対策検討会」において、総括した「対策検討会報告」を取りまとめ、同ホームページに掲載。今後は、進捗状況、モニタリング結果等を、必要に応じて学識経験者、行政に報告し、助言を仰ぎながら進める予定。

土壌・地下水汚染浄化対策検討会

- 目的

遮水壁設置や浄化対策を行うにあたり、学識経験者や行政の意見を尊重し、十分に技術的な議論を尽くす。

- 構成メンバー

【学識経験者】 大学教授3名

【行政】 県環境生活部、県環境研究センター、市環境部

【事業者】 当社、当社子会社、調査コンサルタント会社

- 活動

平成13年7月～平成15年3月 計16回開催

平成13年12月 「第1回中間報告」を公表(当社ホームページに掲載)

汚染機構解明調査・浄化対策(ガス吸引)方針承認、遮水壁設置検討

平成14年7月 「第2回中間報告」を公表(同上)

遮水壁設置方針承認 → 着工

平成15年3月 審議の集大成を「対策検討会報告」に取りまとめ、公表(同上)

平成15年9月～ 「報告会」と名称を改め、対策検討会メンバーに対し調査・対策の進捗状況について定期的報告を実施。(計7回実施)